

子ども手当制度の実施に伴う地方負担に関する指定都市市長会要請

子ども手当制度の実施にあたっては、当初、その財源は、全額国庫負担という考えが示されていたが、平成22年度予算編成において、指定都市との事前協議や説明が一切なされぬまま、国は、子ども手当の一部に児童手当を支給する仕組みを温存し、平成22年度限りの暫定措置として地方負担を導入した。

これに対し、指定都市市長会として、全国一律に実施される新たな施策については、地方に負担が生じないよう、国の責任において実施することはもとより、地方負担を伴う新たな制度の創設や制度改正を行う場合は、必ず指定都市との協議の機会を設け、その意見を反映するよう強く要請してきた。

しかしながら、平成22年度の子ども手当のうち、国が負担することとされた児童手当の所得制限撤廃分において、すでに措置不足が生じているにもかかわらず、平成23年度予算概算要求では、地方との協議の機会を何ら設けることなく、平成22年度予算の負担ルールを当てはめて国庫負担額を計上している。また、財源構成等についても、住民税の控除廃止による地方財政增收分の活用も視野に入れた、平成22年度予算における子ども手当等の取扱いに関する4大臣合意に基づき、予算編成過程で検討し、結論を得るとしている。

国は、関係5大臣会合において、平成23年度以降の制度設計について検討することとしているが、地方負担の全廃や、保育所保育料・給食費等の未納分への対応を求めてきたこれまでの地方側の要請が全く斟酌されず、平成23年度以降も子ども手当の地方負担が継続されるようであれば、地方は事務を返上し、独自に子ども・子育て施策を展開するなどの選択肢を真剣に検討しなければならない。

については、指定都市市長会として、再度、国に対し以下のとおり強く要請する。

平成23年度以降の子ども手当制度の実施にあたっては、地方に負担が生じないようすること

全国一律に実施され、地方に裁量の余地がない施策である子ども手当制度については、地方に負担を転嫁することなく、事務費用も含めて全額を国の負担により実施すべきである。

平成22年11月26日
指 定 都 市 市 長 会